

平成29年度
社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会嘱託職員採用試験要項

1. 採用試験区分 嘱託職員（事務職：地域福祉活動等の業務）

2. 採用予定 1名

3. 受験資格

（1）下記の要件を有することとする。

ア．簡単なパソコン操作（ワード、エクセル）ができること

イ．普通自動車運転免許を有すること

（2）次のいずれかに該当する人は受験できません

ア．成年被後見人又は被保佐人

イ．禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ．日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またこれに加入した人

4. 試験の日時等

随時（応募後、日程調整をします）

午前9時から午後5時まで（時間帯は5時以降についても要相談）

5. 試験内容等

試験方法	内 容
面接試験 (15分程度)	主として就労意欲、職業観等についての個別面接
試験会場	亀岡市社会福祉協議会内、会議室

6. 採 用

（1）採用は、平成29年8月1日付けの予定です。

なお、この採用は社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会嘱託職員第5条に規定する試用期間（採用日から起算して3ヶ月）の間に、職務を良好な成績で遂行したときは正式採用となります。その職務が良好な成績でないと判断された場合は、正式採用とならない場合があります。

（2）履歴書の記載事項に事実と異なる内容を記載した場合は、合格又は採用を取り消すことがあります。

7. 給 与

145,000円

通勤手当等、嘱託職員就業規程に基づき支給
社会保険、雇用保険、労災加入

8. 就業時間、休日

(1) 勤務時間：8：30～17：30 休憩時間60分

(2) 休日：土日祝日他 週5日勤務

9. 提出書類等

(1) 履歴書（写真添付）

(2) 職務経歴書

9. 受験手続

(1) 申込方法

履歴書に受験者本人が必要事項を記入し、総務課 総務管理係へ提出してください。

(2) 受付期間及び受付時間

期 間：平成29年6月20日（火）から6月29日（木）まで

時 間：午前9時から午後5時まで

その他：土・日曜日、祝日の受付はしません。

(3) 受験票の交付

即日交付します。

10. 個人情報の取扱について

提出された書類は、採用審査の用途に限り使用します。書類は漏洩することのないよう管理します。

11. 採用合否

6月30日（金）に通知します。

12. 問い合わせ先

総務課 総務課長 濱中（0771-23-6711）